

# 社会福祉法人みゆき福祉会

## 評議員及び役員（理事・監事）の報酬等支払基準

### （目的）

第1条 この基準は定款第8条及び第21条に基づき、評議員及び役員（理事・監事）に対する報酬の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2） 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3） 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- （4） 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （5） 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### （報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬等は支給しない。

- （1） 常勤の理事 報酬
- （2） 非常勤の役員 報酬
- （3） 評議員 報酬

### （報酬額の算定方法）

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

2. 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
3. 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

### （報酬の基準）

第5条 評議員及び役員（理事・監事）の報酬は職務執行の対価に対して相当であるほか、社会福祉法人としての理念を踏まえ、その健全な運営を進めるために適正と認められる額の範囲でなければならない。

### （報酬の辞退）

第6条 報酬は辞退することが出来る。

### （改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は2019年6月27日より施行する。

同日付、旧評議員・役員報酬規程は失効し、本規定がそれに替わる。

別表 1

(常勤理事の報酬)

役職名	年額	備考
理事長	0円	報酬無しとする
業務執行理事	9,000,000円	1年未満の期間は月割計算

別表 2

(非常勤役員の報酬・1人)

	日額	交通費	年額
監事監査及び期中監事監査への出席	5,000円	実費相当額 (自家用車の場合は1kmにつき、17円)	200,000円以内
理事会評議員会への参加	5,000円		
入札立会その他業務のための出勤	2,500円		

別表 3

(評議員の報酬・1人)

	日額	交通費	年額
評議員会へ出席	5,000円	実費相当額 (自家用車の場合は1kmにつき、17円)	200,000円以内
入札立会その他業務のための出勤	2,500円		